資料３－３

令和5年度社会福祉法人監査に関する指摘事項の概要

※集計表の内容にリンクしています。

Ⅰ　実施件数

実施法人数　一般監査　13法人（40法人中）

Ⅱ　全体的傾向

●文書指摘件数　14件

※監査実施法人13法人中、9法人において指摘事項がありました。

●口頭指摘件数　35件

※監査実施法人13法人中、12法人において指摘事項がありました。

●助言件数　21件

※監査実施法人13法人中、9法人において助言事項がありました。

Ⅲ　主な文書指摘事項

運営管理関係

2　法人役員等

③　役員・評議員の選任（決議方法）・任期・・・3件

・　選任に関する決議で、候補者ごとに議決していないケースや、監事の過半数の同意を得ていないケースがありました。

【解説】

○　評議員会で理事・監事を選任するにあたっては、各候補者ごとに決議を行わなければなりません。また、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることから、その独立性を確保するため、監事の過半数（在任する監事の過半数）の同意を得なければなりません。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えありません。

会計経理関係

2　会計事務処理

④　契約事務・・・5件

・入札手続きの不備　**4**件

・随意契約手続きの不備　**1**件

⑤　計算関係書類・財産目録等の不整合、不備等・・・2件

・借入金明細書、引当金明細書と貸借対照表の不一致・不整合　1件

・登記簿謄本の資産の総額、財産目録の差引純資産と貸借対照表の純資産の合計の不一致・不整合　1件

① 経理規程の整備・運用の不備・・・1件

・経理規程の不備　1件

【解説】

○ 会計経理関係の文書指摘件数は計8件でした。その中でも、「④契約事務」が多くみられました。

○ 随意契約をすることができるとされる金額を超えるものについては入札を実施しなければなりませんので、適切に事務を執り行ってください。

○ 随意契約については、理由を明確にし、経理規程に基づき、手続きするようにしてください。

Ⅳ 主な口頭指摘事項　「文書指摘」としない指摘
（国ガイドラインでは文書指摘としない指摘）

運営管理関係

20件

・理事会の状況	9件
・評議員会の状況	1件
・事業・人事・資産管理	3件
・定款及び登記事項	2件
・法人役員等	1件
・その他	4件

【解説】

○ 理事会において、理事長及び業務執行理事の職務執行報告が適正にされていないケースがありました。定款の規程に基づく時期に職務執行報告を行うようにしてください。

○ 理事会、評議員会を連続して欠席する役員等が見られました。開催日を決定する際は、出席者の意向を反映するなど、連続して欠席することが無いようにしてください。

○ 決議の省略について、「書面決議」の文言を使用しているケースがありました。平成28年法改正により、「書面決議」はできないことになりましたので、「同意書」による「同意」の手続きをしてください。

○ ホームページ上の役員等情報や定款などは最新のものにしてください。

会計経理関係

15件

・会計事務処理（注記の誤記・不備を含む）	14件
・会計担当者の任命等	1件

【解説】

○ 会計責任者や出納職員を任命していないケースがありました。法人における管理運営体制を明確にするため確実に任命してください。

○ 「社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第157号）に基づいた改正がなされていない。また、実態に則していない。等の経理規程の不備がありました。法令、通知、実態に基づいた内容としてください。

○ 計算関係書類・財産目録等の不備等がありました。金額の不一致等がないかチェックしてください。

（福島市のホームページに掲載している「社会福祉法人会計　計算書類と附属明細書の

突合表」をご参照ください。）

Ⅴ　主な助言事項

運営管理関係

16件

・理事会の状況	6件
・監事監査等の状況	1件
・評議員会の状況	1件
・事業・人事・資産管理	2件
・その他	6件

会計経理関係

5件

・会計事務処理	5件

【解説】

○　法人運営を円滑に行うための規程を定めていないケースがありました。事務処理の適正性を保つ観点等から、必要な規程を定めてください。

○　借地の契約について、契約当時と状況が変わっているものなどが見られましたので、適切に契約をしてください。